

希望 21

自治 共生 平和

中央集権の社会から、地方 主権・市民自治の社会へ

地方自治の理念は、戦後の新憲法によって初めて導入されましたが、強い中央官僚機構が残されたことで、地方は、国の許認可や補助金の制度にしばられていて、地域の実状にそった政策を実行することから遠ざけられているのです。細川政権以降、歴代の内閣は地方分権の推進を政策の主要課題としてあげ、「地方分権推進大綱」の決定「地方分権推進法」の制定、「地方分権推進委員会」の設置というように、国政レベルでの、分権を進める流れがつくられてきています。

この3月末に出された地方分権委の中間報告は、地方自治体の仕事の大半を国の指揮監督の下に置いている「機関委任事務」について、全面的に廃止し、原則として自治体の事務に移すことを柱としたもので、それが実現されれば地域の実状や住民のニーズなどが反映された行政施策が実現でき易い体制にはなります。今回の報告は、地方分権で権限を失う関係省庁と調整をせずにまとめられたということもあり、抜本的な制度改革を打ち出しているところで一定評価できる内容になっていると思います。しかし、内部改革を迫られる関係省庁は生き残りのために、反発を強くみせており、族議員による政府への圧力が大きくかかることは必至で、これから年末に向けてなされる地方分権推進計画の指針には、これら関係省庁との調整の中で、中間報告からの大幅な後退も懸念されます。

ありふれたことだけだが、えのない希望がここにある

月刊

May.1996

創刊
8号

1部 200YEN

定期購読1年 3,000YEN

〒228 神奈川県相模原市上鶴間

2973-3-110

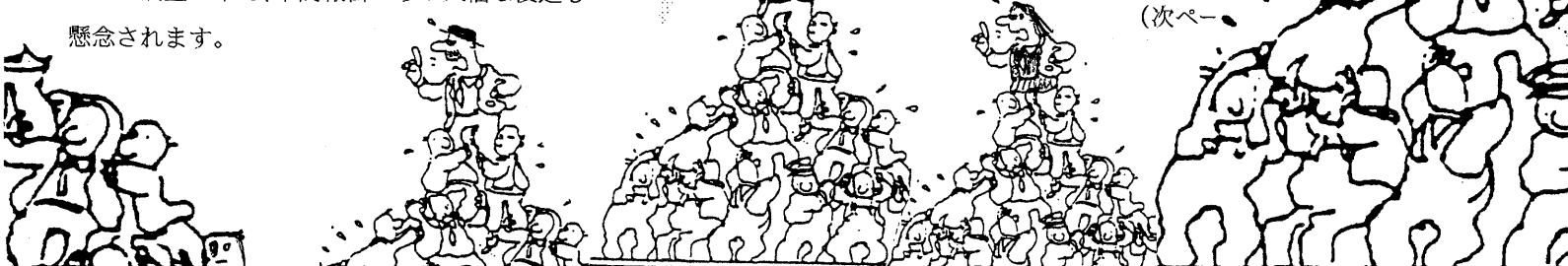
TEL/FAX 0427-40-4794

郵便振替；00100-1-97125

一方、民衆レベルでも地方分権を求める動きは活発化してきています。各地域では地方議員や市民を中心として「ローカルパーティー」がたちあげられてきています。その多くが「地域」に根ざし、地域の改革を国全体の改革に反映させていくことを標榜しています。このローカルパーティー同士の間でも進められており、民衆からの「自治」形成の大きな声がつくられてきています。

この間ずっと議論を形成している「沖縄米軍基地問題」が、「日米安保」問題にまで波及している一方、「地方自治」についての議論が活発化されていくような動きにもつながってきているようです。この四月頭には、全国各地のローカルパーティー・地方議員・市民の連名で「沖縄の現状と基地問題、地方主権に関する全国地域政治勢力の共同声明」が出されました。「～地方自治地方主権の問題を重要な活動領域とし、平和や民主主義の問題にも取り組んできた各地の地域政治勢力は、こうした沖縄の現状にきわめて深い関心を持っている。それは、沖縄と同様の問題が規模と性質を異にしながらも本土の各地で起きているからである。原発、ダム建設、利権・金権がらみの大規模開発事業と環境破壊など「国策」と住民の主権、生存の利権が衝突している現場に、私たちは生活し活動している。しかも、地域で貫徹されようとするその「国策」は、安保体制のようにWTO（世界貿易機構）や多国籍企業の戦略とわがちがたく結びついている。

(次ページ)



(前ページからつづき)

世界大に拡大する矛盾が衝突する「地域」という現場の中から、私たちは新しい社会像、新しい地域像を模索しつつある～」というくだりがあります。地域に生きる市民を主役とし、地域から社会のあり方を模索していこうとする立場には大いに共感するところではあります。

行政レベルと地域・市民レベルの「地方自治」に関する動きを見てきました。今、国政で進められている地方分権推進のシ

ステムが実現されたとしても、それが私たち市民の声が反映されたものでなければ、地方が国に変わって市民の脅威になるだけです。中央集権型の行政からの脱皮と地域内での議論・連帯の深化、地域同士の連帯、そして市民と地方行政の話し合いの必要性を感じます。この「中央集権」から「地方自治」そしてさらには「市民自治」の流れをとらえ、今こそその前進に向け頑張っていく肝心要の時ではないでしょうか。

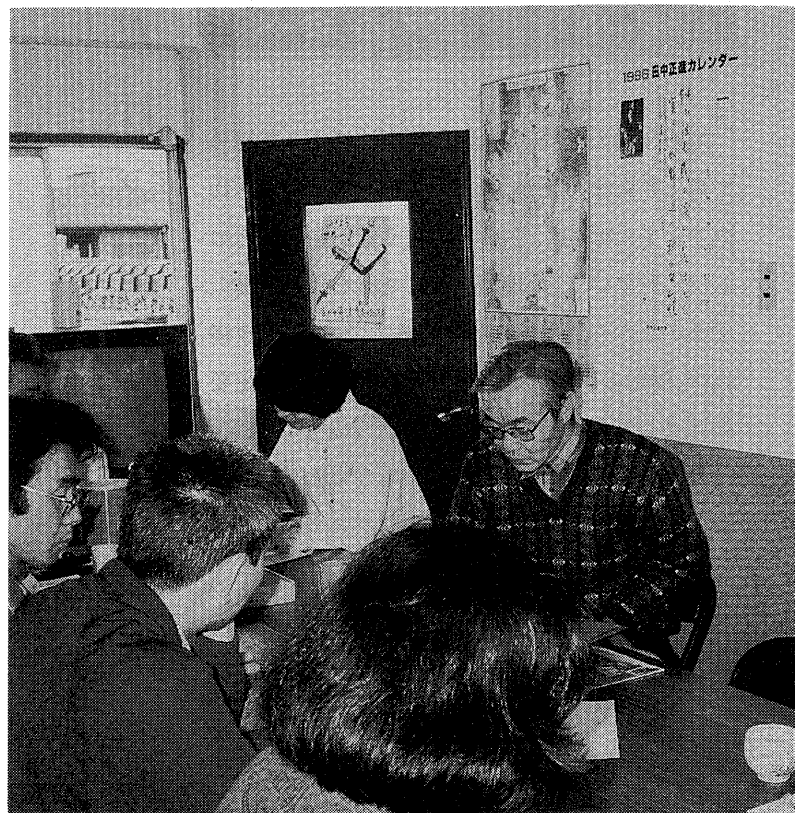
いまこの人に聞きたい！

かんじ

長田侃士さん

長田さんは、京都福祉生協設立発起人会の代表です。また、宇治にあるデイ・ケアセンターの理事長兼施設長もしておられます。その他、宇治の社会福祉協議会の学区長やら株式会社の代表取締役やらたくさんの肩書きを持っておられて毎日とても忙しそうで、本人自ら「何をやっているのか分からない」とおっしゃる程です。老人福祉のことを語る時は、とてもあつぽく、やさしく語ってくれます。でも、目の奥は、結構厳しいものが光っていたりするのは、僕の思い過ごしではないと思います(?!)

今回は、京都での学習会でのお話をまとめさせてもらいました。
(まとめ・文責 吉田信吾)



なったとしても、年数がたてば弱ってくるわけです。そうすると、家族もなかなか受け入れたがらないのですよね。じゃあ、ホームに入っていただくかと言っても、二年ぐらい待たねばいけない。そんな状況で退院しても、また、次の病院に入っているのですね。

また、退院後の生活を支えるためにボランティアを養成して、派遣するというところでやったんですけど、食生活の問題とか家屋内の事故の問題とか色々なことがありましてね、病院に舞い戻られる方が多いんですよ。また、ボランティアの人は、今日雨が降っているから休みますとかですね、やはりきまぐれなんです。生活を支える活動にはなりにくい。そんなことが随分長いこと続きました。

医療現場での経験から

僕は、77年に上京の病院運営に関わって以来、医療の面から老人問題に関わってきました。

その中で感じたことは、よく老人病院に高齢者を捨てにくる、「社会的入院」と言われて批判されていますけど、簡単な問題ではない、ということです。

社会的な支援体制がない中で、精一杯やってきたけど、もうバンザイということで入院してこられる方が多いのですね。

例えば、僕のいた病院では、目標設定をしてそれに向けて看護チームやリハビリ、それぞれが活動していく。その中で、治療効果が出てくる人もたくさんおられて、退院の準備をはじめるところが、自宅もあり家族もある人の場合でも退院は難しいということがありますね。

というのは、お年寄りですから、一定程度自立出来るように

福祉生協

ボランティアの問題も含めて、やはり有償化も含めて契約関係で援助活動をしなないと持たないんじゃないか、そんな問題意識から、87年に福祉の生協づくりを、つまり事業的に展開しようということではじめたのです。未だ生協は設立発起人会の状態で10年やっているわけですが、そろそろ生協として認可を得たいと思っていますところなんです。

事業の組み立てというのは、ひとつは、生活で日常生活のなかで困難を抱える人の援助です。援助の範囲というのが非常に多岐に渡ってしまっていて、高齢者とか障害者の介助、それ以外にも出産後の人への援助も考えています。

それから、介護の共済制度を作るというのがありました。それから、住宅造りですね。これは高齢者、障害者向けの住宅を作ると同時に、改造をするという事業です。それから健康づくり。大体、こんなことをやっています。

ですから、最近では病院探しというも随分やらされますね。全身にスパゲッティ症候群といいますが、色々な管を通したまま退院、病院間でのたらい回しというケースもよくあります。病院の評価というのは非常に難しいのですが、長いこと研究会をやってきて、情報は持っていますから、「あの病院は止めといた方が…」ということはいえますね。

従って、そう意味で医療のネットワークを十分に作っていくことが必要なんです。果してどういう形のネットワークをつくれれば福祉生協の会員にとっても、住民にとっても一番いいんやろうかということが、この間、ずいぶん悩みとなっています。

「ゴールド・プラン」

厚生省の資料を見ると、ぼっくりいってしまった人は、75歳から79歳が一番比率が高くて15.6%、あとは大体良くて2%、3%です。まあ、ぼっくりも含めて一週間以内で逝った人は良くて20%、大体17、8%なんですね。残りの人は、医療介護が必要になるということですね。そうすると、それを支える医療保健以外の社会的システムが必要になってくるということです。89年に「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」通称、「ゴールド・プラン」というのが出ているのです。これは、89年に消費税3%の取引の材料としてでてきたと思うんですが、「地方分権」の流れとも相まって、自治体ごとに高齢者の実態調査がなされました。それをベースにして、各市町村ごとの西暦2000年までの「高齢者福祉計画」というのを作られました。それに基づいて、国の方で計算し直した結果、当初の『ゴールド・プラン』

の数字よりも大分増えたのです。

それが、今、『新ゴールド・プラン』といわれているものです。

例えば、家事とか介護を援助するホーム・ヘルパー、これが17万人です。ショート・ステイ、これは1週間老人ホームで預かってもらうというものですけど、これが6万人です。それから、ディサービス。ディサービスセンターを全国1万7000カ所ですね。それから、在宅介護支援センターが1万カ所。それから、常時介護を要する方を収容する「特別養護老人ホーム」が、29万人ということになっています。

それから、「老人保健施設」という新しい施設があります。病院で病状が安定してきた。しかし、病院では自宅での生活に見合ったりハビリはしにくいですね。生活リハビリをすること、自宅での生活の条件を整える、あるいは家族に対する指導をする、そうした機関で、病院と自宅の中間的な施設です。それが28万人です。

もう一つ「ケア・ハウス」というのがありまして、これを全国で10万人分つくる。「ケア・ハウス」というのは分かりやすく言えば、介護付き住宅です。

従来、身の回りのことは自分で出来るけれど、住宅のことで困っている方をお預かりしていた「軽費老人ホーム」、身の回りのこともそこそこ出来るのだけれど、場合によっては介護が必要な場合がある「養護老人ホーム」というのがありまして、それを足したものが、これが「ケア・ハウス」ですね。

実は来年から、老人福祉計画の進み具合をチェックして、見直しを自治体ごとにするということになっているのですが、95年度予算でついているものが、「ヘルパー」「ショート・ステイ」が半分、「デイ・サービスセンター」「在宅介護支援センター」が3分の1ぐらいの達成率ですね。

公的介護保険について

実は、これとあまり連動しているとは思えないのですけれど、公的介護保険というのが突然出てきたというようなことがあります。介護保険の考え方というのを整理しておきたいと思えます。

①措置制度の見直し

一つは従来の福祉というのは措置制度という形で運営されています。福祉事務所に申請して福祉事務所を中心に保健所とか医師会とか色々な人が入った判定委員会が開かれて、この人は

老人ホームに入って生活することが適しているという結論が下される。「措置」というのを、もっとわかりやすい言葉に置き換えれば「行政処分」ですね。皆さんが一番関係のある「行政処分」は、交通違反で罰金を払うやつですね。ですから、貧乏したり、体が悪くなったりすると、要するに行政から処分を受けると、こういうふうには思えば良いと思います。

例えば、生活保護というのは権利ではなくて、行政処分なんですね。それを保険にすることで権利にする、しかも、選択的に受けることが出来るようになる。今は老人ホームに入りたいと言っても、入所先の選択は基本的には出来ません。行政が勝手に決めます。

②「社会的入院」への対応

医療の場では非常に赤字が増えている、去年の国民医療費が26兆円ほどです。その中でも家庭の事情、いわゆる「社会的入院」というのも非常に多くなっています。老人病院というのは生活の場ではないですから、それをもう少し変えようということもあるようですが、医療費の増加への対応ということが多いと思います。

もう一つは、年金との関係ですね。今は、介護等の福祉サービスが非常に弱いからです、寝たきりに備えて、生活するためにもらっている年金なのに、生活を切り詰めて貯金するのですよね。そうした状況を改めようということです。

③制度の統一

保健の制度、医療の制度、福祉の制度の制度間に差があるんですね。例えば、「老人病院」、「老人保健施設」というのは健康保険を使います。「特別養護老人ホーム」は福祉の制度なんですよ。同じような人が使うにも関わらず、入った所によってお金が違うのです。例えば、「特別養護老人ホーム」ですと、非課税世帯は自己負担ゼロで、最高は24万円です。平均すると4万円くらいです。「老人保健施設」は施設によって多少差はありますが、自己負担6万円くらいです。「老人病院」は制度でいうと4万円くらいなんですけど、10万円くらいかかりますね。お世話料なんてのをまだとっているところもありますしね。洗濯代等は実費でもらいますね。それらを含めて40～50万円取る所もありますね。

④「ケア・マネジメント」の確立

ケアのプランを作ってプランに基づいて、サービスがきちっ

と流れているかどうか、マネージメントしていくことです。ケアの流れとしては、「インテーク」と言いますが、最初相談をしてその人の色々な状況を把握していくわけです。それから今度は客観的に評価をした上で、ケア計画を立てます。その計画に基づいて、それぞれの機関を調整してサービスを実施する。その実施をしたものをまた再評価をして、再調整をして、再実施をするという繰り返しになっていく訳ですね。

その「ケアマネジメント」をする場合の基本的立場というのが、重要になってきます。つまり、その人が生き長らえれば良いという、最低の処理的ケア・プランの立て方と、その人が人間的にどう生きていくかを中心にした立て方と色々あります。これがソーシャル・ワーカーの能力と人格も含めてですね、随分影響してくるところです。

⑤社会保険制度の採用

今の福祉のサービスは租税方式なんですけど、新しく「社会保険方式」でやりましょうということです。社会保険方式といましても本来の保険方式からすると、実は少し違う。

保険というのは基本的には任意的なものです。ですから、加入者から保険料をいただく、それで必要なサービスをしていく、それでバランスが取れるというのが保険の原則だと思うのです。しかし、今回の介護保険は50%、国税が入るんですよね、保険論からみれば崩れている。それから、法律で介護保険というのを決めるということになると、「保険税」というか、目的税みたいな感じになりますよね。

サービスの内容

サービスの内容は、老人保険福祉審議会が変わったりして言いにくいのですが、当初の案は、在宅の給付としては直接の介護サービスとして、介護支援サービスと通所サービスと短期施設利用となっているんですね。二番目に訪問リハビリです。三番目は生活支援、炊事、掃除、洗濯といった家事支援です。それから介護機器のレンタルです。それから配食。これらが生活支援ですね。

四つ目は、在宅医療サービス。この中には医学管理サービス、訪問医療サービス、訪問介護サービスの三本建てになっています。それから、市町村でそれ以外の独自のサービスを組んでよろしいと、そういうふうになっています。

もう一つ、現金でお金をだすというのがあります。今までの全部現物給付というやつです。現金給付としては三つありま

して、一番もめている家族介護手当ですね。それから、おむつ代について助成、住宅改善についても助成です。

それから施設ですね。特別養護老人ホーム、老人病院、老人保健施設、この三つを介護保険に統合します。まあこういう内容なんですね。

議論となっている点

一つは、65歳以上の高齢者にサービスが限定されているということです。サービスが必要なのは高齢者だけではないのですよね。

それから、家族介護への助成については非常に意見が分かれています。つまり、お金が出るんだからお嫁さんが介護すれば良いんじゃないかと、縛り付ける逆の理由に使われることもあるんじゃないかということです。それから、現物給付で受けるよりも現金給付になると、実際にもらえるのは半分から三分の一なんですよ。

逆に、今まで家族の介護は全然評価がされていなかった訳だけど、その一部でも評価されるんだったら前進ではないか、という発想もあります。非常に難しいところです。

次の問題点は、この介護保険がスタートして供給体制がちゃんと整備できるんだろうか、金を払っているんだけど、サービスが来ないということが起こらないだろうかということです。昭和36年、健康保険が皆保険制度になった時、無医地区がずいぶんあったんですね。保険料を払ったけど、地域に医者がおらんということがずいぶんあった。

それから、医療と福祉が統合出来るかどうか、これもそうとう難しいと思います。あとは、老人病院というのがほんまに介護というか生活の場といえるのか、ということがあります。医療の論理と福祉の論理って違いますのでね。本当に高齢者の自立した生活の支えに介護保険はなるだろうかという疑問もあります。医療の中ではインフォームド・コンセントというのが言われているわけですが、未だにほとんど実現出来ていません。福祉もそうなるんじゃないか。つまり、あなたはこういう生活でいいんですって具合に押し付けられるんとかちがうかと思えるのです。

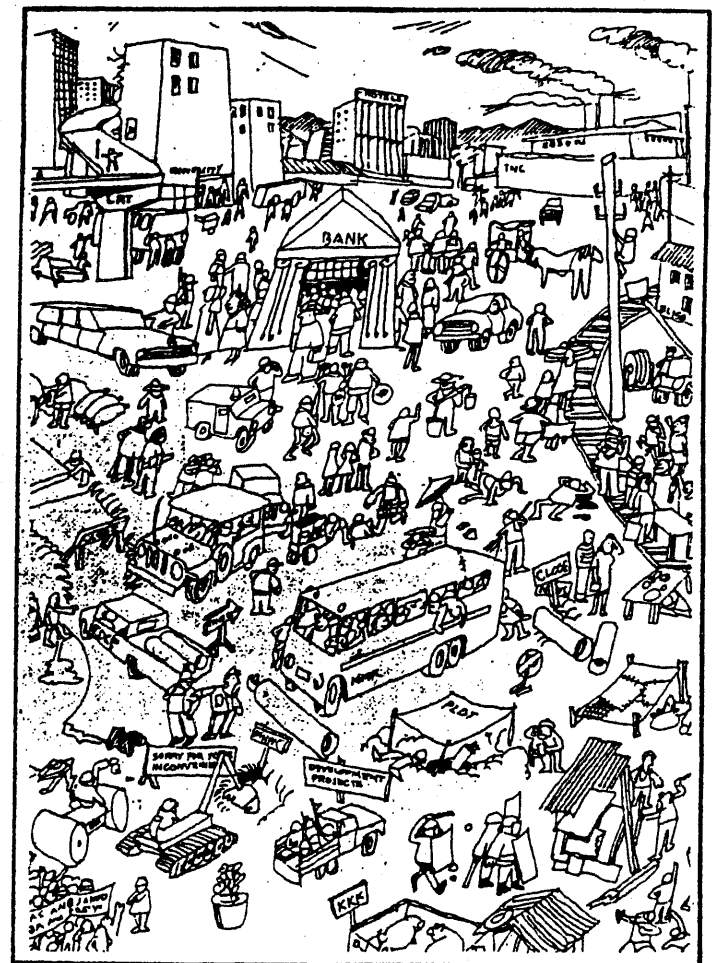
めざすべきもの

いずれにせよ、そうやって家族から一部にしる社会化をしてサービスの外部化をされた場合に、新しい家族関係、地域関係といったものの関係を我々が作り出すことが出来るだろうか、

そういうことが問題になるのではなからうか、と思っています。僕の活動領域というのは随分広いのですが、基本的なテーマは一つだと思っています。

この「希望宣言」の文言、「人と人が平等に共に助け合っ、人間が自然の一部として本来の姿で生きることの出来る社会」、これは、僕が考えていることですね。そういうことを活動していこうとすれば、政治の問題で地方自治をどう作り上げるのかということがテーマになると思っています。そういう意味で「変革の力をつくり、その統一を推進する」というのは非常に分かりやすいと、思っています。

今福祉に関わっている、その中でも老人福祉に関わっていますが、老人問題が地域社会のあり方、福祉の制度のあり方、社会システム全体の問題ということで、切り口としても分かりやすいということが出来ますね。



希望西から東から 犬も歩けば希望にあたる!



在日外国人の人権も、外国人労働者の人権も侵害しない日本を一地域から

—外国人登録法、入管法の改正を前にして—

希望21大阪 広瀬正明

80年代に入ると、多くの日本企業が国外に進出をはじめ、逆に、東南アジアの多くの国々からたくさんの外国人労働者が日本に入りはじめてきました。それは、80年代後半からますます増し、現在、日本に住む外国人は、在日朝鮮・韓国人・中国人を合わせて100万人をはるかにこえる人数になってきていると言われています。

そして、現在、法務省—入管は、外国人登録法の改正と共に出入国管理ならびに難民認定法(以下、入管法)の改正を始めています(外国人登録法の改正、は93年1月の改正時に、5年以内に再改正することが決められていた)。その内容は、外国人労働者にはより厳しくし(入管法の改正)、90日(日本で生まれた場合は60日)以上日本に在留する外国人に適用される外国人登録法を、日本人に適用される住民基本法台帳に近づけていこうとするものであろうと言われていました(運動の要求をある程度受け入れた)。

80年以降の在日のその存在をかけた。指紋押捺拒否のたたかいや、外国人登録法返還等のたたかい、そして多くの裁判闘争は、少しずつ日本の社会を動かした。政府も外国人登録法の改正を行わざるをえませんでした。

そして、外国人労働者の急増、国際結婚の増加は在留権の見直しを政府に余儀なくさせています。

また、在日外国人による参政権取得のたたかい、公務員の国籍条項撤廃のたたかいが日本の民主主義を問うています。

このような状況の下において、私たちは、在日朝鮮・韓国人、中国人の人権も外国人労働者の人権も侵害させないたたかいを、分断対立させられることなく、構築していかなければならないと思います。

60年代の日本では、政府の工業化政策の下で多くの労働者が、農村部(特に九州や東北地方)から東京や大阪といっ

た都市部へ行かざるをえなくなりました。80年代以降、特に後半以降、多くの外国人労働者が、西欧や米国や日本そしてIMFといった国際的な金融機関によって、低開発を開発された国々(アジアや南米の国々)から日本に入ってきました。ある在日朝鮮人2世は言っています。「現在の外国人労働者は、昔のウリ(私の)アボジ(父)、オモニ(母)です」と。低開発を開発され、自分の国で仕事を得られないために外国人労働者は日本に来ざるをえなくなっています。そして中小の町工場・建築現場・飲食店では、多くの外国人労働者が働いています。政府も、それらの産業は外国人労働者がいなければ稼働しないことを十分知っているのです。にもかかわらず、政府は、それらの産業で働く外国人労働者を単純労働者だとし、在留権を与えていません。そして「不法在留」の状態にし、いつでも都合の良いときに追放できるようにしているのです。また、「日本人の子の親」という在留権もありません。離婚すればすぐに「送還」される可能性があるのです。そのために夫から暴力を加えられても離婚さえできない事例もあるのです。「まさに外国人は煮て食おうが焼いて食おうが自由」なのです。

法務省—入管が在日外国人を、この時期においてさえ治安管理的対象と見てい

るといことがよくわかる例があります。

昨年12月1日から、在日外国人がようやく自分自身の外国人登録原票を見ることができるようになりました(コピーによって)。そして、法務省はそのことについて、だれがコピーをもらいに来たか、本人の名前や在留権や登録番号等を報告せよと自治体に通達を出していたのです。誰がもらいに来るかを知るためにワナをかけたようなものです。その通達は、3カ月後に、大阪府などの自治体が通達どおりに従わなかったために、実質的には撤回されました。

政府の姿勢を変えるのは地域の闘いです。地域の運動が自治体を変え、地域の運動の全国化が政府の政策を変えていきます。そして、外国人が現実に暮らしているのは地域です。その地域で様々な問題が起こってきます。私たちは、地域で暮らす外国人の権利を擁護し、自治体と交渉し、自治体を変え、地域を変えていくことが必要です。そのためには、国際人権規約や子どもの権利条約や人種差別撤廃条約は有効な武器です。

「共に生きていく社会」は外国人の人権を侵害してはありえません。そのために、変わらなければいけないのは、日本人であり、日本社会であり、日本政府です。



憲法の実現に向けて、希望の歌を

5. 3. 平和憲法リレートーク at 新宿西口小田急前

希望21・つくり隊 菅原“ニヨキ”和之

ゴールデンウィークは、休日が続いてうれしい方も多いだろうが、私はこの日以外は仕事をしてきた。日本の祝祭日は、「なんで今日休みなんだ?」とか思って調べてみると、実はけっこう腹立たしい意味のある祭日が多いんだが、5月3日の憲法記念日くらいは、平和憲法の意味を考えながら、のびのびお休みしたいもんだよね。だけど最近じゃのんびり休んでるだけじゃちょっとやばいんじゃないかと思わせることが多いよね。こないだ来日したクリントン米大統領と橋龍首相はニコニコしながら、日米安保条約を強化するそうだし、新進党の小沢一郎党首なんかは「集団的自衛権は、憲法の許す範囲だ」とか言ってる。ぼくは頭のいい方じゃないので、他人の話をうのみにしちゃうことが多いんだけど、ちょっと最近の憲法論議には納得できないね。憲法を素直に読めば「たとえ何か攻めてきたって、武力を使って対抗することは止めよう」と書いてあるような気がしてしょうがないんだが、日本語の難しさを感じるぜ。

ところで5月3日なんだけど、この日は東京周辺の「平和憲法を守ろう」という、リレートークをやるってことだ。もちろん希望21も三多摩とつくり隊で勇んで参加したわけですよ。ほんとに五月晴れて感じで、憲法記念日日和だったってわけで、リレートークをやる車の前で、「憲法を守るのか改めるのか」みたいな市民投票も行った。韓国からの労働運動の人たちが歌ったり、戦争中の経験を話す人がいたりトークの方もけっこうおもしろかった。道いく人たちのまあ半分は無関心って感じだったけど、それでも小学生が憲法に関する質問をしてきたり若老女男に関わらず関心のある人もかなりいた。希望21はこの日は、イメージソングとしてつくった「ありふれたことだけどかけがえのない希望がここにある」を歌った。知らない人は今度教えてあげますけど、「みんなで力をつついで、世界を変えていこう!」つう内容です。つづいてトークした弁護士の内田雅敏さんも希望21の歌に呼応するように、「護

憲というだけでなく、平和憲法の実現を通して世界を変えていこう!」とアピール。この並びはけっこう盛り上がったね。無関心層が多かったってことでは、希望21宣言の中の「自分たちのあり方、運動の在り方を変える」ってことの大切さを痛感させられたけど、ともかくストリートでの行動はやっぱ気持ちいいね。「改憲をねらってる奴等が動いている」つう危機感を持ちながらも、面白おかしく、しかも気合入れてがんばりましよう!



希望がここにあるのだ

読者寄稿

やっぱ、TVは面白い

夜中にフト目が醒めたので、ナニゲにテレビのスイッチを入れた。なんと、ザーッと無気味な音をたてて、画面は草原を疾走するゼブラ・カラー。ヤヤ、と、時計を見るとまだ1:00じゃないか。慌て者のボクは瞬間、あー、テレビ、壊れちゃった!と思ったネ。ちなみにチャンネルを変えると、なんだナンダ、色鮮やかな極彩色に画面が現れるじゃねーか。そうか、TBSの「自演」と気がつくまでにたっぷり3秒はかかった。

その後、酒を飲んだワケじゃないのに超ムカついてきた。何と、安直な責任への意思表示、こんなナラ、誰でも出来るじゃねえか、本気で責任を感じているんなら、何日、ブツどうしてもいいから、議論沸騰、この顛末をオープンにするというのが、まっとうな人間のやることじゃねえのかい、エッ。

頻カムリ、「クサブク」。蓋を開けて真実を追究するはずのマスコミがこのザマだ、オット、勘違い、テレビ局はショセン、大資本が牛耳る、絵の出るオモチャ箱だったんだっけ。

話は一転、ボクのいるオフィスと、あの、小戦艦ヤマトのようなTBSの巨大なビルはほんの数分の距離(ボクのところは超マッチ箱サイズだけ)。昼食にいくたびに、睥睨されているような圧迫感があって、食べる前から胸がいっぱい。

サテサテ、このあたりはテレビプロダクションがひしめいている。首から、犬の鑑札よろしくIDカードをぶら下げた、いかにも、それっぽいヤカラが闊歩していたものだ。

ところで、今回のこととどばちり食べたのは、一番弱い、こうした下請けスタッフじゃないかな。実際、何とはなしに、彼等、彼女等の足取りにも活気がない、と思うのは気のせい.....

外注という弱いところを切り、責任には頻カムリ、キレイごとのゴタクを並べて時間がたてば、覆水盆に戻ると考えているんじゃないヤローか。

ニヤロメ。ヤッパ、経営者は、したたかに腹黒い。しかも、正義のお面をかぶっているから一層たちがわるい。イヤイヤ、愚痴っぽくなっちゃった、ごかんべんを。

実際、我々にだって、古来から知恵の兵器であるミニコミという絨つぶてがあるじゃん。一匹のアリも巨像を倒す、なんチャッテ。

(ハ王子在住 呑気トンビ)

編集後記

政治を変えて「社畜」から抜け出そう

国会では「住専処理法案」の審議がはじまりました。訳のわからぬものに税金投入することのないようにちゃんと審議してほしいものです。そんな中、5月24日に、東京都杉並区の住民を中心に結成された、「『住専』・官僚政治を糾明する会」は阿佐ヶ谷駅頭での情宣と周辺の住専母体行支店に対し、「母体行責任で、住専処理を」との申し入れを行いました。私は、東京三菱銀行と富士銀行にいったのですが、「本社に伝えておきます」を繰り返すばかり。一緒に申し入れに行った女性が、支店長に「あなたもご自宅へ帰れば、一市民ですよ」と言っていました。確かに企業人と市民の間には壁があるのね、と思っていました。市民として仕事できる環境はやっぱり難しいのかなあ。佐高信さんがよく言う「社畜」からの脱却は、もちろん個人個人の志も大切だろうけど、社会全体のシステムを変えていくことも必要ですね。そのためにはまずは政治を。迫りくる小選挙区比例代表並立制の総選挙は市民にとっては政治に声を届かせにくいものだけれど、何とかがんばって政治を変えるよう行動していきたいものですね。

(ニヨキ)

希望の21世紀宣言

私たちは、現在のモノ中心の社会を、人間が人間らしく生きることのできる社会へとつくり変えていくことをめざします。

人間らしい社会—人と人が平等に、ともに助け合って、人間が自然の一部として本来の姿で生きることのできる社会—を実現することこそが、人々の希望です。私たちはそのために、あらゆる領域で民主主義を徹底し、民主主義をはばむものに対してたたかいます。

私たちは、世界に戦争と大国主義の不平等をもたらす憲法改悪を許しません。9条の理念の実態を日本からつuckingていくことによって世界の平和と民主主義の実現に貢献していきます。国と国とが対等平等の関係にあり、人間らしく生きることを豊かさの尺度に、人々のあり方を人々が決め、どこの誰もほんとうに武力を必要としない国際社会の実現こそが、平和の実現です。

私たちは、地域からの国の進路、世界の在り方を決定する政治的な力をついていきます。そのために、私たちの意思、知恵や力を結集したがいの経験に学び合い、信頼を築き合いながら、自治の実現をめざします。何かに頼ることなく広範な人々とともに、変革の力をつくり、その統一を推進することを自らの役割とします。

世界の現実を変えること—それは私たち自身のありかた、運動の在り方を変えることなくしては実現できません。私たちは自らを変えあうなかで、現実を変革していきます。本音を出し合い、あらゆる困難をともに克服し、成功や喜びを、そして失敗や悲しみをも共有し、助け合ってたたかいの輪を広げ、そのなかに新しい社会を準備していきます。

人間らしい社会の実現をめざし、世界の平和と民主主義を求める人々とともに、希望の実現に向けて進みます。

1部 200円 定期購読をよろしくお願ひします！

年間購読料 3,000円(送料込み)

郵便振替:00100-1-97125『希望の21世紀』

希望
21
century

月刊『希望の21世紀』●創刊8号●1996年5月31日●

発行●「希望の21世紀」全国調整委員会 編集●希望21・未来はみんなでつくり隊

連絡先 ●希望21・三多摩

東京都日野市多摩平6-20公住219-5 三浦方

TEL&FAX 0425-82-2407

●希望21・京都

京都府京都市中京区丸太町通柳馬場西入る鍵屋町75 東陽ビル3F COM 京都気付

TEL 075-212-2455 FAX 075-212-2456

●希望21・未来はみんなでつくり隊

東京都杉並区高円寺北3-22-8 大一市場208 菅原方

TEL 03-3310-4553 FAX 03-3223-0468

●希望21・神戸

兵庫県神戸市灘区森後町2-1-9 斎原ビル302 江口方

TEL&FAX 078-843-7626

●希望21・大島

東京都大島町元町字小清水273 尾形方

TEL 04992-2-4708